

おくやみの手続きについて

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。今後、お亡くなりになった方がお住まいになっていた市区町村の役所において、様々な手続きが生じてまいります。本紙は、その参考に作成したもので手。手続きの詳細については、各問い合わせ先へお尋ねください。

菊陽町にお住まいになっていた場合、はじめに町民課の窓口で受付を行ってください。その後関係課の手続きをご案内いたします。

◆菊陽町役場 住民生活部 町民課 ☎ 096-232-4914

【戸籍謄（抄）本などの発行について】

お亡くなりになられた旨が、戸籍に反映されるには、死亡届が提出されてから、以下の期間がかかることがあります。

- ① 菊陽町に本籍があり、菊陽町に死亡届を出された場合 → 1週間程度
- ② 菊陽町に本籍があり、他市区町村に死亡届を出された場合 → 2~3週間程度
- ③ 菊陽町以外に本籍があり、菊陽町に死亡届が出された場合 → 2~3週間程度

ただし、大型連休や年末年始等をはさんだ場合などは、①②以上の時間がかかる場合があります。

戸籍謄（抄）本などの発行は、本籍地の市区町村が担当します。詳しくは、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

手続きの対象者	手続き内容	問い合わせ先
1 年金受給者（加入者含む）	<ul style="list-style-type: none">・国民年金のみの加入歴または、国民年金のみを受給されている方は、役場で手続きができます。・厚生年金、共済年金の加入歴または厚生年金、共済年金を受給されている方は、年金事務所等での手続きになります。・農業者年金加入者は、菊池地域農業協同組合（JA菊池）での手続きになります。	<p>【国民年金の方】 菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階) ☎ 096-232-4912</p> <p>【厚生年金・共済年金の方】 熊本西年金事務所 ☎ 096-353-0142 または各共済組合へ</p> <p>【農業者年金の方】 菊池地域農業協同組合（JA菊池）菊陽中央支所 ☎ 096-232-2211</p>
2 国民健康保険被保険者	葬祭費の支給手続きがあります。 持参するもの ：国民健康保険証、会葬礼状、喪主の通帳、申請者の本人確認書類	菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階)
3 後期高齢者医療被保険者	葬祭費の支給手続きがあります。 持参するもの ：後期高齢者医療保険証、会葬礼状、喪主の通帳、申請者の本人確認書類	菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階) ☎ 096-232-4912

※手続きについての詳細は、問い合わせ先へお尋ねください。

手続きの対象者	手続き内容	問い合わせ先
4 介護保険被保険者	介護保険の喪失・相続手続きがあります。 持参するもの ：介護被保険者証等、相続人の本人確認書類、相続人の通帳、認印	菊陽町役場 介護保険課 (本庁：2階) ☎ 096-232-2508
5 障害者手帳等の所持者 ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している方 ②重度心身障害者医療費助成を受けている方 ③自立支援医療受給者 ④障害福祉サービス・障害児通所支援を利用している方 ⑤特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等各手当の受給者	障害者手帳の返還手続き等受けていたサービスによって持参するものや手続きが異なります。	菊陽町役場 福祉課 (本庁：1階) ☎ 096-232-4913
6 菊陽町に固定資産を所有している方	新たに納税義務者となる相続人の届出があります。	菊陽町役場 税務課 (本庁1階) ☎ 096-232-4911
7 町県民税・国民健康保険税等を菊陽町へ納付している方	相続人代表届出書等の手続きがあります。	菊陽町役場 税務課 (本庁1階) ☎ 096-232-4911 【125CC超の二輪車】 熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086 【三輪以上の軽自動車】 熊本県軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1758
8 軽自動車等を所有している方（普通自動車については25を参照）	名義人変更もしくは廃車手続きがあります。車種の区分によって管轄が異なります。	【原付バイク・小型特殊自動車・ミニカー等】 菊陽町役場 税務課 (本庁1階) ☎ 096-232-4911 【125CC超の二輪車】 熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086 【三輪以上の軽自動車】 熊本県軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1758
9 子ども医療費助成（陽っ子カード）を受けている方	受給者変更等の手続きがあります。 持参するもの ：子ども医療費受給者証（陽っ子カード）、振込先が変わった場合は新しい振込口座通帳等	菊陽町役場 健康・保険課 (本庁：1階) ☎ 096-232-4912

※手続きについての詳細は、問い合わせ先へお尋ねください。

【裏面あり】

手続きの対象者等	手続き内容	問い合わせ先
10 児童手当を受けている方	受給者変更等の手続きがあります。 持参するもの ：【児童手当の受給者が亡くなった場合】新しい受給者の振込口座通帳、健康保険証 【未支給分があった場合】対象児童それぞれの口座通帳	菊陽町役場 子育て支援課 (防災センター：3階) ☎ 096-232-2202
11 ひとり親医療費助成・児童扶養手当を受けている方	それぞれの手続きがあります。受給者によって手続きが異なります。	
12 認可保育園・認定こども園等在園中の保護者	保護者変更等の手続きがあります。 持参するもの ：新保護者の印鑑 詳しくは、お問い合わせください。	
13 犬を飼っている方	飼い主の変更手続きが必要です。	菊陽町役場 環境生活課 (本庁：1階) ☎ 096-232-2114
14 町営住宅の居住者	承継、廃止等の手続きが必要です。	菊陽町役場 建設課 (別館：2階) ☎ 096-232-2115
15 県営住宅の居住者	承継、廃止等の手続きが必要です。	熊本県営住宅管理センター ☎ 096-213-2711
16 上水道	名義変更等の手続きがあります。	大津菊陽水道企業団 ☎ 096-293-7711 熊本市上下水道局（熊本市から水道供給を受けている方） ☎ 096-381-1133
17 ごみ	持ち込み、家電リサイクル製品については手数料及びリサイクル券が必要です。	菊陽町役場 環境生活課 (本庁：1階) ☎ 096-232-2114 【可燃性粗大・燃えるごみ】クリーンの森合志 ☎ 096-248-0330 ※日曜日、祝日は休み 【不燃性粗大・埋め立てごみ・資源物】環境美化センター ☎ 096-293-1222 ※土、日曜日、祝日は休み
18 農地 相続農地を有する方	相続登記が完了した農地について新たな所有者の届出が必要です。	菊陽町役場 農業委員会 (別館：1階) ☎ 096-232-4924

※手続きについての詳細は、問い合わせ先へお尋ねください。

役場以外での手続き【参考】

※主な一般的な手続を下記へ記載しています。手続きの参考にしてください。

手続きの対象者等	問い合わせ先
19 電気・ガス料金等の名義人	契約している会社へお問い合わせください。
20 固定電話及び携帯電話の名義人	契約している会社へお問い合わせください。
21 生命保険、損害保険等の加入者	ご加入されている保険会社等にお問い合わせください。
22 預貯金口座等名義人	取引のある金融機関等にお問い合わせください。
23 クレジットカード名義人	契約している会社へお問い合わせください。
24 運転免許証の返納	熊本県運転免許センター ☎ 096-233-0110
25 普通自動車の名義人	【自動車税】熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020 【名義変更】熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086
26 NHK受信料の名義人	NHK熊本放送局 ☎ 0570-077-077
27 遺言書の検認・開封 相続放棄	熊本家庭裁判所 ☎ 096-355-6121
28 相続税等税金	菊池税務署 ☎ 0968-25-2121
29 不動産の相続登記の申請手続き ●令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。 ※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。	熊本地方法務局阿蘇大津支局 ☎ 096-293-2272 (音声ガイダンス 3)
30 法定相続情報証明の申出手続き ●相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや、相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出が省略できます。	
31 寄付（香典返し等）	菊陽町社会福祉協議会 ☎ 096-232-3593

※手続きについての詳細は、問い合わせ先へお尋ねください。